

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年2月10日

契約担当者

兵庫県企業庁広域水道事務所長 黒澤 正之

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

多田系天日乾燥汚泥搬出運搬業務委託（単価契約）（以下「本件業務」という。）

(2) 業務の内容

設計書のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

川西市多田院字巖険6-3

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者で、希望業種の大分類が「役務の提供」、小分類が「産業廃棄物処理」に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において県の指名停止基準に基づく指名停止を、受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、それぞれの申し立てに係る開始の決定がなされているものについては、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による県の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。

(6) 平成22年度以降に地方公共団体（県が出資する指定法人を含む。）、水道企業団又は日本下水道事業団との請負契約又は業務委託契約により、下水汚泥、下水汚泥焼却灰又は浄水発生土のうち、いずれかの収集運搬業務を履行した実績を有すること。

3 入札の参加申込、説明書の交付等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒666-0126 川西市多田院字巖険6-3
兵庫県企業庁広域水道事務所（多田浄水場） 総務課
電話(072)799-2071 FAX(072)799-2073
- (2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和8年2月10日（火）から令和8年2月24日（火）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

4 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
令和8年3月23日（月）午後1時30分
川西市多田院字巖険6-3
兵庫県企業庁広域水道事務所（多田浄水場） 大会議室
- (2) 入札書の提出期限
上記4(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出については、令和8年3月19日（木）午後5時までに上記3(1)の場所に必着のこと。
- (3) 入札に関する条件
 - ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。
 - イ 入札保証金が必要な場合、所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
 - キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。
 - ク 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(4) 入札の無効

上記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

本件業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札保証金

入札保証金の納付を求める場合、入札説明書に記載の計算式により算出する金額の100分の5以上の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を所定の日時までに納付すること。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要作成

(2) 契約保証金

契約保証金の納付を求める場合、入札説明書に記載の計算式により算出する金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納付すること。ただし、保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) その他

詳細は入札説明書による。